

日野市地域共創プラットフォーム運用業務委託仕様書（案）

1 業務名

日野市地域共創プラットフォーム運用業務

2 本業務の目的

本業務では、日野市地域未来ビジョン 2030 に定める未来志向の地域づくりに向け、市に関わる産学官民のさまざまな主体者間の対話による共創を可能とする開かれた WEB プラットフォーム「日野市地域共創プラットフォーム（以下「地域共創 PF」という。）」における運用支援を行うことにより、もって地域主体の社会課題の解決及び市の市民サービスの向上を目的とする。

3 履行期間

令和 8（2026）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

上記の目的の達成に向け、以下の業務を行うこと。また、本仕様書に定めのない本業務に関する詳細は、委託契約時に甲及び乙双方の協議により確定する。

また、業務の着手にあたっては、事業工程及び利用者数等の成果目標等に係る計画書を作成し、市に提出すること。

<主たる業務内容>

- ・ 地域への地域共創 PF の広報業務

(1) 地域への地域共創 PF の広報業務

地域共創 PF を事業主管が利用するにあたり、GDN、YDA、SNS 等でのターゲティング広告の作成及び出稿並びにアイキャッチイメージ等地域共創 PF における取組の周知啓発を目的とした広報媒体の作成をすること。

ターゲティング広告に係るテーマ数は年間 5 テーマとし、年間クリック総数を 25,000 件とする。また、出稿期間は 1 テーマあたり 2 週間程度とする。

各広告のテーマは甲が提示し、テーマごとのイメージやターゲット等の詳細については別途甲乙協議の上決定する。

なお、広報媒体で使用する言葉等は幅広い世代に対し理解しやすい内容とするよう努めることとするほか、内容の詳細については別途甲と協議のうえ決定すること。

また、広報業務の実施テーマ数は、甲及び乙双方の協議のうえ、上限の 5 テーマから減らすことができ、その他の運用業務を実施することができるものとする。

(2) 業務報告・打合せ

広報業務に関するレポートをとりまとめ、甲に報告すること。

なお、業務報告における打合せは、必要に応じ日程を甲乙協議の上、開催すること。

5 成果品の提出

乙は、本業務が完了した時は、遅滞なく以下の成果品及び業務完了届を甲に提出し、成果品について検査を受けること。なお、成果品の著作権は甲に帰属するものとする。

(1) 業務報告書

A4判・ファイル綴じ・2部（4（2）業務報告・打合せのレポート等を整理してとりまとめたもの）

(2) 上記成果物の電子データ

Microsoft社Powerpoint、Word、Excel、PDF等、甲が編集又は閲覧可能な形式の電子ファイルにより納品すること

6 委託料の支払条件

(1) 支払は、業務完了後、一括払いとする。

(2) 支払額は、下記の業務項目毎の当該年度における実績数量に対して各項目は単価を乗じて算出した額に消費税を加えた額とする。

1) 地域への地域共創PFの広報業務（単位：回）

2) その他一般管理経費（単位：年度）

(3) 前項5)については、「4 業務の内容」による計画書に定めた目標項目ごとの達成率により5段階の評価に応じたポイントの合計から全体の達成率を算出し、その結果に応じた設定単価に、消費税を加えた額とする。

(評価一覧表)

評価	目標達成率	ポイント	設定単価 (円/回)
S	125%以上	5	150,000
A	100%以上 125%未満	4	120,000
B	90%以上 110%未満	3	100,000
C	50%以上 100%未満	2	80,000
D	50%未満	1	50,000

(4) 請求は、支払対象となる期間の業務履行に関して5の検査をした結果、甲が業務を完了したと認めた場合、乙が甲に対し請求書を提出することにより行うものとする。

(5) 甲は、請求を受けてから30日以内に乙に対し請求額を支払うものとする。

8 その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令等に則り適切に管理すること。
- (2) 乙は、この仕様書に基づき、常に甲と連絡を取り、その指示に従うこと。また、この仕様書のほか、業務の目的を達成するために必要な事項について甲と乙で協議することとする。
- (3) 乙が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しない。

9 付記事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。
なお「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- 4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

(2) 環境負荷低減の取組みについて

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。

①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について

⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別の特性に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5) 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。